

## 第6節 大規模自動車事故応急対策

市内の国道等における衝突、車両火災及び危険物等による大規模災害に対処するため定めるものとする。

### 1 事前対策

#### (1) 防御計画の策定

消防活動上必要と認めるものについては、防御計画を策定するものとする。

#### (2) 警防査察及び訓練の実施

道路施設の実態把握のため、必要に応じ警防査察の実施又は道路管理関係者及び警察機関と連携のもとに、応急対策訓練を実施する。

### 2 応急対策

#### (1) 消防隊等の出場

消防隊等の出場は、通常の車両火災出場及び救急出場を原則とするが、消防活動困難と認められる場合は、特殊車両及び必要資機材を含めた消防部隊等を増強する。

#### (2) 現場指揮本部の設置

消防隊の効果的運用を図るため、現場最高指揮者は災害状況に応じ、現場指揮本部を設置し、道路管理者等の関係者と連携を保ち、災害の総合的判断に基づき、指揮系統を明確にして消防活動の万全を期するものとする。

#### (3) 警防活動の原則

消防隊の個別活動は極力これを避け、現場指揮本部の指揮で、各隊連携のもとに統制ある行動を行うとともに、人命検索、避難誘導、人命救助を最優先とし、災害拡大防止を主眼とした活動を基本とする。

##### ア 災害の実態把握（情報収集）

現場到着と同時にを行う情報収集は、その後の消防活動の成否を左右するので次の事項について十分な情報収集を行う。

##### (ア) 情報源

- a 道路管理関係者からの情報
- b 被災者及び付近にいる者からの情報
- c 先着消防隊からの報告
- d 警察機関からの情報

##### (イ) 情報収集内容

- a 災害の種別、規模
- b 人命危険及び有害物発生の有無
- c 車種別、危険物又は毒劇物等の種別、数量、引火爆発及び毒劇物の流出危険の有無
- d トンネルの場合火点の位置（上下線の別、トンネル入り口からの距離）及びトンネル内の風向（煙の流動）等
- e トンネル構造及びその他の特性
- f 交通規制の状況

##### イ 活動方針の重点事項

- (ア) 災害発生地点に関係なく、道路管理関係者及び警察機関から上下線の交通規制状況を確認し、活動を開始する。
- (イ) トンネル部災害の場合、発災位置、防災設備の作動状況及び風向を確認し、防災設備を有効に活用する。
- (ウ) 隣接消防機関、道路管理関係者及び警察機関等と有機的な連携を図る。
- (エ) 隊員の交代要員、呼吸保護器具、消火薬剤等の補給体制を早期に確立する。
- (オ) 多数の要救助者発生時における搬送体制及び医療機関との連絡体制を確立する。
- (カ) 高架下からの梯子車の活用等を考慮する。

#### ウ 火災防御

- (ア) 消防水利不足を考慮し、早期に水槽車の要請等、有効な消防力の増強を図るとともに、中継放水体制を確立する。
- (イ) 高架下の水源からの送水は、梯子車等を有効に活用する。
- (ウ) トンネル内の活動は、全て複数隊で行い、必ず後方に支援隊を配してから活動を開始する。
- (エ) 危険物積載車両の消火は、原則として泡放射又は高発泡とする。
- (オ) 排煙、排熱は、トンネル喚気設備を活用するほか、噴霧注水とする。
- (カ) 消防活動に必要な資機材が活動拠点に集結してから活動を開始する。

#### エ トンネル内火災時における進入及び人命検索要領は、次の事項を原則とする。

- (ア) 進入に先立ち、空気呼吸器、照明器具及び中和剤、泡原液等の資材を十分に準備して進入する。
- (イ) 流出危険物等に包囲されないよう風上、高所から進入する。
- (ウ) 熱気、煙を防ぐうえから、姿勢を低くして路上をはうように進入する。